

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（県内2例目）について

本日（1月19日）、前橋市内の農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

1 農場の概要

所在地：前橋市

飼養状況：約45万羽（採卵鶏）

2 経緯

- (1) 昨日（1月18日）、農場から死亡羽数が増加したとの通報があり、群馬県家畜衛生研究所で簡易検査を実施したところ、鳥インフルエンザ感染が疑われました。
- (2) 本日（1月19日）9時、群馬県家畜衛生研究所で当該鶏について遺伝子検査を実施した結果H5亜型と判明し、同日12時、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

3 今後の対応

- (1) 当該農場の飼養鶏の殺処分等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定（3農場 約89,000羽）。
半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定（34農場 約1,873,000羽）。
- (3) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底するとともに、周辺道路に消毒ポイントを設置して感染拡大防止に万全を期します。
- (4) 関係機関と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

4 その他

- (1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。